

千葉県告示第445号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年5月25日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月25日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
作草部町32号線	稲毛区作草部1丁目909番1から 稲毛区作草部町1036番3まで	前	3.54 ～3.65	136.8
		後	3.77 ～4.11	